浄 化 槽 補 助 金 申 請 の 手 順

・申請者

・上下水道部管理課

仕様書（又は設置届）の提出

・建築確認申請時に「浄化槽仕様書」を提出
・既存住宅等に浄化槽を設置する場合は「設置届」を管理課に提出

申請前に確認すること

・**申請地が補助対象地域であること。**
・市内で新築するか既存住宅に新たに浄化槽を設置する方
・浄化槽が設置される住宅完成後に申請者がすみやかに住民票を異動して実際に住むこと（別荘等は補助金は交付されません。）
・すでに設置されている浄化槽でないこと。

申　　請

・工事着工前に浄化槽補助金申請に係る書類を提出してください。
⇒仕様書（又は設置届）提出後、１０日経過以降に申請を行なうこと
⇒遅くとも工事着工の１０日前までに申請を行なうこと

着工前検査

・申請書類の審査、現地確認

決定通知書の送付

・補助金交付決定通知書（原本）を申請者に送付します。

施　　工

・決定通知書が届いてから着工してください。

実績報告書の提出

・事業完了後30日以内又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに工事完了後に提出する書類を提出してください。

完了検査

・市職員が設置された浄化槽の検査を行います。
・申請者の立会いは不要です。

交付額確定通知書の送付

・補助金交付額確定通知書を申請者に送付します。

請求書の提出

・補助金交付請求書を提出してください。
（なるべく実績報告書の提出時に併せて提出をお願いします）

補助金の交付

・指定の金融機関口座に補助金を振り込みます。
（振込みは完了検査から約１ヶ月後になります）